

別紙 2

公文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
①資金収支予算書 ②消費収支予算書 ④資金収支計算書 ⑤消費収支計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・小科目の金額 但し、補助金、大科目の金額がゼロの場合及び小科目が一つの場合を除く。 	条例第7条第3号ア該当 (該当する理由) 法人の内部情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
③、⑥人件費支出内訳表	<ul style="list-style-type: none"> ・金額にかかる部分 但し、計の欄を除く。 	条例第7条第3号ア該当 (該当する理由) 法人の内部情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
⑦貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> ・中、小科目の金額 但し、小科目が一つの場合を除く。 ・注記の内容のうち金額、算定方法、担保に供されている資産の種類及び取引内容。 	条例第7条第3号ア該当 (該当する理由) 法人の内部情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
⑧、⑨経常費補助金交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長の印影 	条例第7条第3号ア該当 (該当する理由) 事業を営む法人事業の情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
⑩経常費補助金実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長の印影 	条例第7条第3号ア該当 (該当する理由) 事業を営む法人事業の情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため